

Def. Doc. 2149

Exh. NO 3287

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

東京都瀧野川區西ヶ原町一〇七二

供述者 石 射 猪 太 郎

明治二十年二月六日生

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

一、私は一九一五年十一月十一日外務省の勤務に入り外務本省並中國及歐米各地にて勤務の後一九三七年五月十一日乃至一九三八年十一月八日東亞局長の任にあり、其の後在泰國公使、在ブラジル大使及在ビルマ大使を歴任の後一九四六年八月七月外務省の勤務より退職した。

二、私が東亞局長に任せられた後約二ヶ月、一九三七年七月七日蘆溝橋事件が勃發した。同年十二月十三日頃我軍が南京に入城する其のあとを逐つて我南京總領事代理（福井淳氏）も上海から南京に歸復した。同總領事代理から本省への最初の現地報告は我軍のアトロシティに關するものであつた。此の電信報告は遲滞なく東亞局から陸軍省軍務局長宛に送付された。當時外務大臣は此の報告に驚き且心配して私に對し早く何とかせねばならぬと御話されたので私は冒信謁は既に陸軍省に送付されて居る事、陸海外三省事務局連絡會議の海上私から軍當局に警告すべき事を大臣に御答へした。其の直後通絡會議が私の事務室で行はれ、會議は必要に應じ隨時東亞局長室で行はれる慣行となつて居た。本來陸海兩省の軍務局第一課長及東亞局第一課長が出席して居たが其の頃は陸海兩省の軍務局第一課長及東亞局第一課長が出席する戰爭に於てこれは余りヒドイ、早速嚴重措置する事を切實に申入

れた。同課長も全く同感で右申入れを受け入れた。其の後いくばくもなくして在南京總領事代理から書面報告が本省へ到着した。それは南京在住の第三國人で組織された國際安全委員會が作成した我軍アトロシテーズの詳報であつて英文でタイプされてありそれを我南京總領事館で受付け本省に轉送して來たものである。私は逐一之に目を通し其の概要を直ちに大臣に報告した。そして大臣の意を受けて私は次の連絡會議の席上陸軍々務局第一課長に其の報告書を提示し重ねて嚴重措置方を要望したが、軍は最早既に現地軍に嚴重に云つてやつたとの話であつた。其の後現地軍のアトロシテーズは大分下火になつた。翌一九三八年一月の末頃と記憶するが陸軍中央では特に人を現地軍に派遣したあとで其の派遣された人物は本間少將である事がわかつた。それ以後南京アトロシテーズは終止した。

、本供述書に引用せる電信及書面報告は外務省に就き取調へた處同省にてけ其の原文も寫も焼失し現存せぬとの事である。

、本供述書二、に供述の通り南京アトロシテーズ問題に關し私が陸軍省事務當局に對し申入をしたのと併行し廣田外相は杉山陸相に對し本件至急嚴重措置方を申入れた由である。私は此の事を當時廣田外相から聞いた。

Def. Doc. 2149

昭和二十二年（一九四七年）一月廿五日 於東京

供述者 石 射 猪 太 郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ
マス

同 日

於 東 京

立 會 人 守

島

伍

郎

Def. Doc. 2149

宣誓書
誓フ
良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ默秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

（簽印名）

石

射

猪太郎